

現場代理人の常駐義務の緩和措置の試行について

建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人の常駐義務について、太田市が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼務を一部認め、下記のとおり、その常駐義務の緩和措置を試行することとします。

1. 建設工事請負契約約款について

(約 款)

太田市建設工事請負契約約款 第10条第2項及び第3項

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

現場代理人は、建設工事請負契約約款第10条第2項において、工事現場に「常駐」の必要性が明示されている趣旨に基づき、原則として他の工事との兼務はできません。

ただし、建設工事請負契約約款第10条第3項に基づき、太田市が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼務を一部認めることで、その常駐義務の緩和措置を試行します。

※ 現場代理人は、同一工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐との兼務は可能です。

2. 現場代理人の兼務を認める要件について

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を認めます。

(1) 近接工事

兼務できる件数：近接工事として市が認めた工事に限る。

(2) 市内一円工事（工事場所が特定されていない工事）

○ 兼務する工事が、全て市内一円工事であること。

兼務できる件数：3件の工事まで兼務可

(3) (1)、(2)のほか、発注者が特に支障がないと認め、次に掲げる条件をすべて満たす工事

① 兼務する工事が、いずれも本市(太田市長)が発注した工事であること。

② 工事場所、施工形態等を勘案した結果により、現場代理人の兼務対象となる工事である旨を、入札公告、指名通知書又は特記仕様書等で明示した工事であること。

③ 兼務に係るそれぞれの工事の請負代金額が、4,000万円未満であること。

兼務できる件数：2件の工事まで兼務可

[注意事項!!]

- (注1) 4, 000万円以上の工事と未満の工事の組み合わせの場合、現場代理人の兼務は認めません。
- (注2) 市内一円工事とその他の工事の兼務は2件までの兼務となります。
- (注3) 太田市以外の公共工事に配置されている現場代理人は、太田市案件の現場代理人として配置できません。
- ※ 別紙「現場代理人兼務の配置例」を参照してください。
- ※ 現場代理人兼務の可否について不明な場合は、資格要件確認申請書を作成する前に、契約検査課で確認してください。

3. 手続きについて

現場代理人の兼務が認められている工事の場合は、次に掲げる手続きを行ってください。

- (1) 契約書一式の作成において、現場代理人兼務届出書に必要事項を記入し、当該工事の工事担当監督員と協議してください。(同監督員の記名、捺印による確認が必要です。)
- (2) 兼務する施工中の工事についても、その工事担当監督員と協議してください。(同監督員の記名、捺印による確認が必要です。)
- (3) 双方の監督員の記名、捺印があることを確認し、契約書一式とともに契約検査課へ提出してください。

4. その他の留意事項について

現場代理人を兼務させる場合は、次に掲げる事項にご留意ください。

- (1) 現場代理人は、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、兼務する双方の監督員と常に連絡を取れる体制を確保してください。
- (2) 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができます。
- (3) 現場代理人兼務届出書の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼務することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、指名停止措置等を行うことがあります。

5. 試行拡大について

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から試行を拡大します。

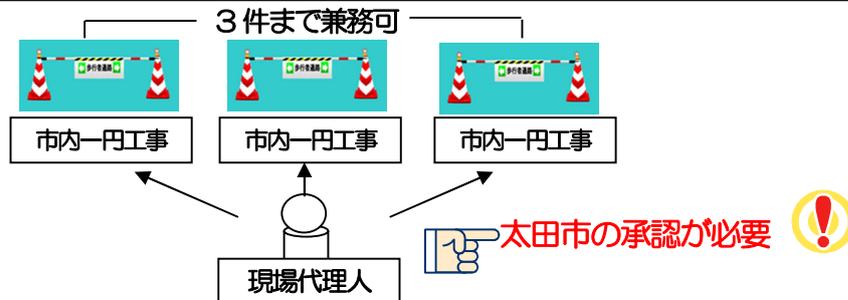
※ その他詳細については、太田市ホームページを確認して下さい。

『 太田市ホームページ >> 市政の情報 - 入札・契約・検査 >> 契約検査課のページ >> 建設工事等入札情報-技術者の配置等について >> 現場代理人・主任技術者・監理技術者等の配置運用について 』

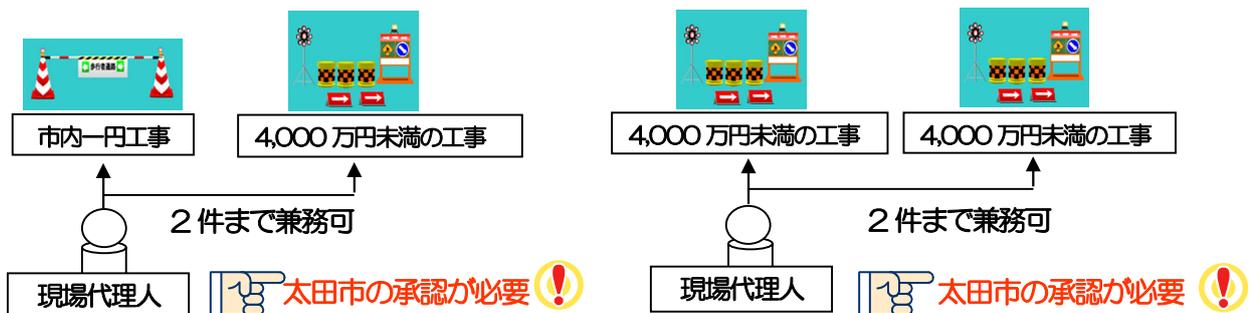
[現場代理人兼務の配置例]

① 近接工事として太田市が認めた工事における現場代理人の兼務については、請負代金額、件数等に制限はありません。

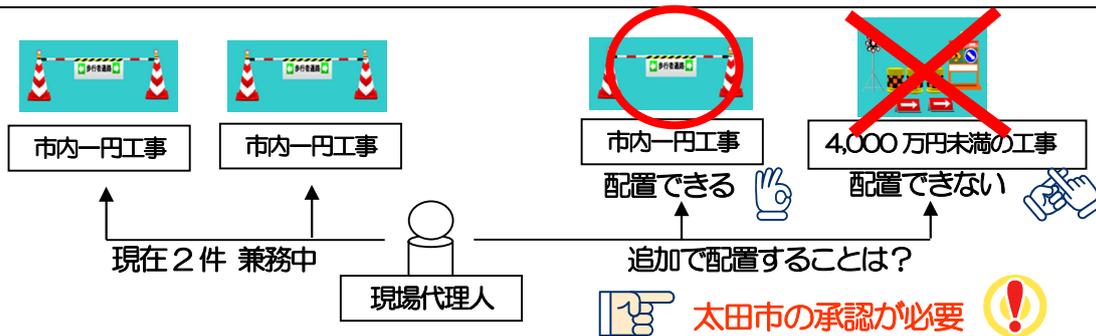
② 市内一円工事(工事場所が特定されていない工事)として、太田市が兼務を認めた工事の場合、3件まで現場代理人を兼務することができます。



③ 市内一円工事の現場代理人として1件配置されている者が、4,000万円未満の市内一円工事以外の工事の現場代理人を兼務することができるのは1件までです。



④ 市内一円工事の現場代理人として2件配置されている者が、4,000万円未満の市内一円工事以外の工事の現場代理人を兼務することはできません。ただし、市内一円工事の現場代理人であれば、あと1件可能となります。



⑤ 4,000万円未満の市内一円工事以外の工事の現場代理人として1件配置されている者が、4,000万円を超える工事を兼務することはできません。逆も同じです。

